

2014年1月6日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳) 2013年 10月

Contents

税務法規

1. 「租税条約相互協議プロセスの実施弁法」に関する公告(国家税務総局公告[2013]56号)

2. その他の通達

商務法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2013年10月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2013年 10月11日 第2013037号
- ▶ 2013年 10月18日 第2013038号
- ▶ 2013年 10月25日 第2013039号

Japan Business Servicesグループで、2013年10月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 「租税条約相互協議プロセスの実施弁法」に関する公告(国家税務総局公告[2013]56号)

概要

租税条約を適切に適用し、二重課税を回避するとともに、国際税収にかかる論争を解決することで中国居住者(国民)の利益を合法的に保護するために、中国政府が外国・地域と締結した二重課税回避のため租税条約(中国大陸と香港、澳門特別行政区と締結した税収協定を含む)、「税収徴収管理法」及びその実施細則に基づき、国家税務総局は2013年9月24日に国家税務総局[2013]56号を公布し、「租税条約相互協議プロセスの実施弁法」(以下、「弁法」)を制定した。

弁法の主な内容は以下を含む。

相互協議手続きの定義

相互協議手続きとは、中国所轄当局が租税条約の関連条項に基づき、当該条約の解釈及び適用に対し、締約相手国の所轄当局と協議し、共同で処理する過程をいう。

相互協議事項

- ▶ 租税条約の適用範囲内の事項¹、及び
- ▶ 租税条約の適用範囲外であるが二重課税を発生させ、または一方の締約国或いは両国の利益に重大な影響をもたらす事項。当該事項は相互協議において中国と締約相手国の双方の所轄当局の合意が必要となる。

¹弁法は特別納税調整の相互協議案件に適用しない。

相互協議手続きの開始

弁法に基づき、相互協議手続きは以下の方法により開始することができる。

- ▶ 中国居住者(国民)が協議を申請
- ▶ 締約相手国の所轄当局が協議を申請
- ▶ 国家税務総局が自ら相手国に協議を申請

中国居住者(国民)が申請する相互協議手続き

中国居住者(国民)の締約相手国における処置が租税条約に合致しない徴税行為である、または、将来において、租税条約に合致しない徴税行為となる可能性があると思われる場合、弁法の規定に従い、省級の税務機関に届出を行い、国家税務総局と締約相手国の所轄当局と関連の問題につき相互協議を実施することにより解決することを申請できる。

以下のいずれかの状況が発生した場合、中国居住者は相互協議手続きを申請することができる。

- ▶ 居住者身分の認定に異議があり、特に二重居住者身分にかかわる案件に関連する場合
- ▶ 恒久的施設の判定、或いは恒久的施設の利益帰属及び費用の損金算入に異議がある場合
- ▶ 各項目の所得、財産の徴税・免税或いは適用税率に異議がある場合
- ▶ 租税条約の無差別対応条項に反し、税收差別になりかねない、または、既に税收差別扱いられている場合²
- ▶ 租税条約のその他の条項に対する理解と適用において意見が相違し、単独で解決することが不可能である場合
- ▶ その他異なる税務管轄により二重課税が発生し、または既に二重課税が発生している場合

²中国国民に当該状況が発生した場合、相互協議手続きを申請できる。

中国居住者(国民)が相互協議手続きを申請したい場合、下記の全ての条件を満たさなければならない。

- ▶ 申請者は上述した相互協議を申請できる中国居住者或いは中国国民である
- ▶ 申請提出時期は税收規定に定められた期限を超えていない
- ▶ 協議申請事項は締約相手国において、既に発生し、または発生する可能性がある租税条約に反した行為である
- ▶ 申請者の提供する事実と証拠が、締約相手国の行為が租税条約を違反している可能性があることを証明でき、またはその可能性を合理的に排除できない
- ▶ 申請する相互協議事項には弁法の第十九条に定められた状況(即ち、国家税務総局が相互協議手続きの停止を決定できる状況)が存在しない

相互協議プロセスにおける中国居住者(国民)申請者の主な権利と義務

- ▶ 相互協議を開始するか否かは、国内救済手段が存在することを前提としてない。しかし、申請者は自己責任により締約相手国内における国内救済権益を確保する必要がある。

- ▶ 既に相互協議を開始した案件に対し、申請者は税務機関に相互協議の進捗を確認する権利を有する。同時に、申請者は適宜税務機関に真実、完全、且つ正確な資料を提供する義務がある。
- ▶ 相互協議の過程において、申請者は相互協議申請を撤回することができ、協議結果を拒否する権利を有するが、同一または類似の事項に対して再び相互協議を申請することはできない。

両所轄税務当局が相互協議にて合意に達した場合の執行

- ▶ 双方が協定的一条項の解釈或いは一事項の理解に対して合意に達した場合、国家税務総局はその結果を公告の形式により公布する。
- ▶ 双方が具体的な案件の処理において合意に達し、案件所轄税務機関が執行する必要がある場合、国家税務局はその結果を書面により関連所轄税務機関に通知する。中国税務機関による税金の還付或いはその他の調整処理を必要とする場合、関連の税務機関は通知が届いてから三ヶ月以内に執行し、執行状況を国家税務総局に報告する。

発効日付及び過渡期の処理

当該弁法は2013年11月1日より執行する。国税発[2005]115号(以下、「115号」、即ち中国居住者(国民)の税務相互協議手続きの申請の暫行弁法)を廃止する。当弁法が実施される前に115号に従って受理され、未処理の相互協議案件にも適用される。

所見

中国国内税收政策の調整及び中国の国際交流が多方面において活発になるにつれ、租税条約の解釈及び適用に対する論争がますます増加傾向にある中、相互協議手続きを申請することで解決する案件数も次第に増加している。弁法の公布の目的は、相互協議案件の処理の整合性、基準化と効率性を確保することにある。弁法は特別納税調整以外の全ての相互協議案件に適用される。納税者は当該法規における相互協議手続きの申請に関わる権利に留意し、理解することを推奨する。

2. その他の通達

- ▶ 消費税の政策問題の補充規定に関する通達(国家税務総局公告[2013]50号)
- ▶ 研究開発費用の税前加算控除の関連政策問題に関する通達(財税[2013]70号)
- ▶ 鉄道貨物運送組織改革後における両端物流サービスに係る営業税及び増値税の問題に関する通達(国家税務総局[2013]55号)
- ▶ 太陽光発電増値税政策に関する通達(財税[2013]66号)
- ▶ 中関村国家自主创新模範区にハイテク企業の認定における文化産業支援技術などの領域範囲の試行を展開することに関する通達(国科発高[2013]595号)
- ▶ 電信企業の手数料及びコミッション支出の損金算入問題に関する公告(国家税務総局公告[2013]59号)
- ▶ 中古車の販売企業の発票の使用問題に関する公告(国家税務総局公告[2013]60号)

商務法規

- ▶ 中国(上海)自由貿易試験区全体計画の公布に関する通達(国発[2013]38号)
- ▶ 行政許可の新設に対する管理の厳格化に関する通達(国発[2013]39号)
- ▶ 文化市場の行政審査批准手続きのガイドライン及び業務マニュアルの公布に関する通達
- ▶ 『国家工商行政管理総局による中国(上海)自由貿易試験区(下記、「上海自由貿易試験区」)の建設の支持に関する若干意見』の公布に関する通達(工商外企字[2013]147号)
- ▶ 上海自由貿易試験区における新しい営業許可証の試行方案に同意することに関する承認回答(工商外企字[2013]148号)
- ▶ 上海市工商行政管理局自由貿易試験区分局に外商投資企業の登記管理権を授けることに関する通達
- ▶ 上海自由貿易試験区における銀行業の監督問題に関する通達(銀監発[2013]40号)
- ▶ 上海自由貿易試験区における文化市場管理政策の実施に関する通達(文市発[2013]47号)
- ▶ 『上海自由貿易試験区の全体計画』を実現させる上海国際航運センター建設の促進に関する実施意見(交水発[2013]584号)
- ▶ 社会保険料申告納付管理規定(人力資源及び社会保障部令[2013]20号)
- ▶ 国内金融機構への国外投資者の投資の人民元決済に関する事項(銀発[2013]255号)
- ▶ サービス業の発展の促進に関する若干意見(国発[2013]40号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

松浦 康雄 監査
matsuura.yasuo@cn.ey.com +86-10-5815-2389

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

阿部 信臣 監査
abe.nobuomi@cn.ey.com +86-10-5913-5111

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 崢 監査
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

田中 勝也 監査
katsuya.tanaka@cn.ey.com +86-21-2228-5173

金杉 喜文 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

長谷川 敬 監査
takashi.hasegawa@cn.ey.com +86-21-2228-5275

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 M&A
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

富永 和晃 税務
kazuaki.tominaga@cn.ey.com +86-20-2838-1456

内野 健志 監査
takeshi.uchino@cn.ey.com +86-20-2881-2720

深圳

玉城 正勝 監査
masa.tamashiro@cn.ey.com +86-755-2502-8192

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

中野 強 監査
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com +852-2629-3031

榑原 史典 監査
fuminori.sakakibara@hk.ey.com +852-2629-3954

水永 真太郎 金融
shintaro.mizunaga@hk.ey.com +852-2849-9395

東京

EY税理士法人 中国デスク

笠原 健司 税務・移転価格
kenji.kasahara@jp.ey.com +81-3-3506-2396
崔 虹 税務
hong.cui@jp.ey.com +81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 JBS部

関口 俊克 中国ビジネス一般
Sekiguchi-tshkts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131
松原 充哉 中国ビジネス一般
matsubara-mts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 新興国コンサルティング室 中国デスク

工藤 敏彦 中国ビジネス一般
kudo-tshhk@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1844

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で167,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2013 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03000412

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china